明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**三）　一

○特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一八）　二

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**四二）　二

○登録有形文化財の登録を抹消する件（**文部科学**二一）　三

○重要文化財を管理すべき地方公共団体を指定する件（**文化庁**一一）

○作業環境測定基準の一部を改正する件（**厚生労働**四二）

○作業環境評価基準の一部を改正する件（**同**四三）

○特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件（**同**四四）

○特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件（**同**四五）

○労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関等の事務所の所在地を変更する件（**同**四六）

○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録検査業者検査員研修機関を登録した件（**同**四七）　四

○保安林の指定をする件（**農林水産**二九九～三〇九）　五

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**一四三）　七

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録講習業務の全部休止に関する件（**同**一四四）　八

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第一項の規定に基づき、型式承認をした件（**同**一四五）

○道路に関する件（**関東地方整備局**三五～三七）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

内閣　海上保安庁　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕

公聴会　一二

〔資　料〕

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）　一二

〔公　告〕

諸事項

裁判所　一二

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等　三一

厚生年金基金清算結了・清算人退任関係

会社その他

省　令

○文部科学省令第三号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十九号）の一部の施行に伴い、及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）第九条の規定に基づき、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月七日

文部科学大臣　平野　博文

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行規則の一部を改正する省令

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「協議」を「届出」に改め、同条第一項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号。以下「法」という。）第五条の規定による」を「都道府県の教育委員会は、市（特別区を含む。以下この条において同じ。）町村の設置する義務教育諸学校の」に、「市（特別区を含む。次項において同じ。）町村」を「当該市町村」に、「協議を求められた場合には、都道府県の教育委員会は」を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号。第四号及び次項において「法」という。）第五条の規定による届出を受けた場合には」に改め、同項第三号中「（当該年度において建設する予定のものを含む。）及び普通教室に転用可能な特別教室」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第四条の規定に基づき、法第三条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準によらず、学級編制を行つた場合にはその理由